

第2章

学校、保育所等における食育の推進

第1節 生活リズムの向上等

1 子どもの基本的生活習慣の状況

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。しかしながら、近年、成長期の子どもにとって不可欠な、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的な生活習慣が大きく乱れている。

こうした近年の子どもの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されている。

最近の子どもの就寝・睡眠時間についてみると、午後10時以降に就寝する6歳以下の幼児の割合は29%を占めている（図表-29）。また、平日0時以降に就寝する小・中学生の割合は、平成17年文部科学省委嘱調査の「義務教育に関する意識調査」によると、小学校6年生で12%、中学校3年生で64%となっている。

また、朝食については、平成17年度「児童生徒の食生活等実態調査」によると、食べない

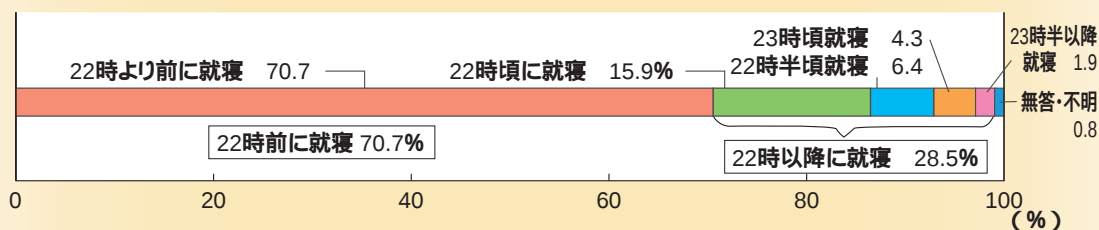
ことがあるとする小・中学生の割合は、小学校5年生で15%、中学校2年生で20%に達している。

なお、国立教育政策研究所の調査によると、毎日朝食を食べる子どもほど、調査した小学校5年生から中学校3年生のすべての学年・教科において、ペーパーテストの得点が高い傾向にあり（図表-30）。平成17年度「体力・運動能力調査」によれば、毎日朝食をとる子どもほど、持久力が高い傾向にある（図表-31）。

このような状況から、家庭における食事や睡眠等の乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して学習意欲や体力の向上を図るための取組が必要である。

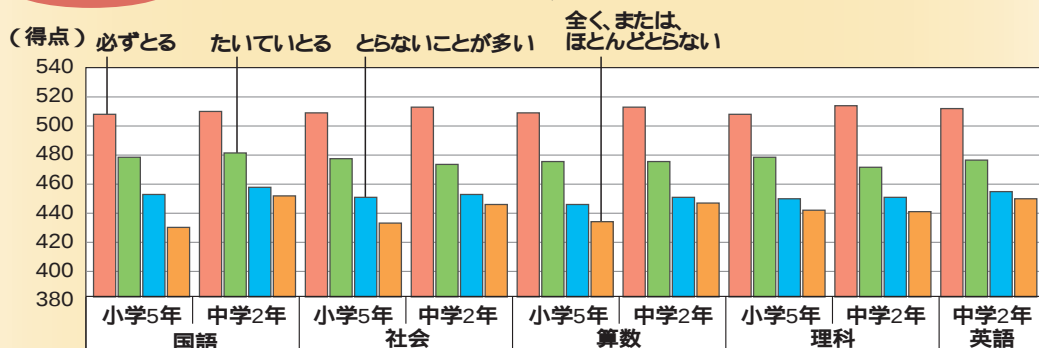
特に、生活習慣の形成途上にある子どもが朝食をとることはきわめて重要であり、食育推進基本計画では、小学生のほとんど食べないとする割合4%について、平成22年度までに0%とすることを目指す、と定めている。以下に記述する国民運動を契機として、子どもの朝食について、家庭のみならず、国民全体で考え行動する社会的機運を高めていく必要がある。

図表-29 就学前の幼児における就寝時間



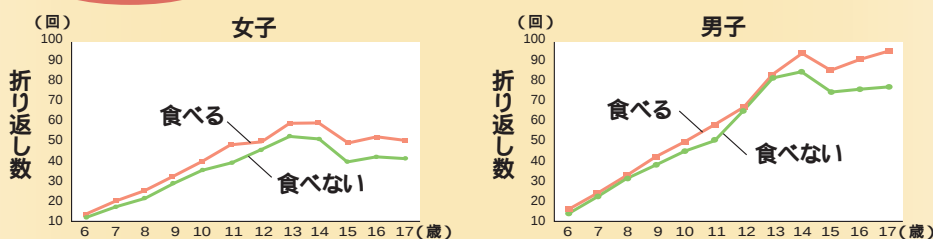
資料：ベネッセ教育研究開発センター「第3回幼児の生活アンケート」(平成17年)
首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)1.5歳～6歳の幼児を持つ保護者 2,980名

図表 - 30 毎日朝食をとる子どもほど、ペーパーテストの得点が高い傾向



資料：国立教育政策研究所「平成15年度小・中学校教育課程実施状況調査」

図表 - 31 毎日朝食をとる子どもほど、持久力が高い傾向



朝食摂取状況別20メートルシャトルランの折り返し数

(注)「食べる」:朝食を毎日食べる群、「食べない」:朝食を「時々食べない」または「毎日食べない」

資料:文部科学省「体力・運動能力調査」(平成17年度)

2

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

(1) 子どもの生活リズム向上プロジェクト

文部科学省では、平成18年度から、早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成するため、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」において、全国的な普及啓発活動や先進的な実践活動等の調査研究を行っている。

平成19年度においては、各地域での取組の機運の醸成をはかるため、全国8か所でのフォーラムの開催を予定（平成18年度全国7か所）しているほか、地域ぐるみで子どもの生活リズムを向上させるための取組を対象とした調査研究や、子どもの愛着形成の観点での乳幼児期を中心とした実践的な調査研究などを実施している。

(2) 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会による運動の推進

平成18年4月には、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立された。これは、PTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政等、幅広い関係団体の参加を得て、「早寝早起き朝ごはん」運動を民間主導の国民運動として推進することを目的としている。

設立以来、本運動への賛同者や、本全国協議会への様々な参加者とともに、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を展開している。

本全国協議会では「早寝早起き朝ごはん」コミュニティサイト⁵を立ち上げ、様々な事業やイベント等の情報を提供している。

5 「早寝早起き朝ごはん」コミュニティサイト：<http://www.hayanehayaoki.jp/>

3 望ましい食習慣や知識の習得

保護者が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、文部科学省では「ドキドキ子育て（乳幼児編）」「ワクワク子育て（小学校低学年～中学年編）」「イキイキ子育て（小学校高学年～中学生編）」の3分冊の「家庭教育手帳」を配布している。その中で、「食生活の乱れは心身のバランスも乱す」「一日のスタートは朝食から」「一緒に食事をするってとても大切」等、食育に関する内容を盛り込んでいる。

また、平成18年度から子どもの生活リズムの章を設け、従来の食育に関する内容に加え、「早寝早起き朝ごはん」といった子どもの生活リズムの向上に関する記述を追加するなど、内容の充実を図っている。

この手帳は、母子健康手帳の交付時や、小学校等を通じて子どもを持つ全国の親の手元に届けられ、子育てのヒント集としての利用が期待される。また、家庭教育講座等の様々な講座や研修会等でも活用されている。

第2節 学校における指導体制の充実

学校における食育を推進するためには、食に関する専門家として平成17年度から制度化された児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどることを職務とする栄養教諭を中心に教職員が連携して指導計画を策定し、全教職員が共通理解のもとに指導を展開することが重要であり、そのためには全都道府県において早期に栄養教諭が配置されることが必要である。このため、文部科学省においては、平成17年度から現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための講習会を全都道府県で開催している。その結果、全国で、多数の学校

栄養職員が栄養教諭免許状を取得している。

公立小中学校等の栄養教諭については、各都道府県教育委員会が、地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭免許状取得者の中から栄養教諭を採用し、配置していくことになっており、平成19年9月現在で東京都と静岡県を除く45道府県において986名が配置されている（図表-32）。このほか、国立大学法人においても附属学校に栄養教諭を配置しており、平成19年6月現在25国立大学法人で37名が配置されている。

図表-32 栄養教諭の配置状況

年度	配置状況	
平成17年度 ¹⁾	4道府県	34人
平成18年度 ¹⁾	25道府県	359人
平成19年度 ²⁾	45道府県	986人

1)各年度末 2)平成19年9月末現在
資料：文部科学省学校健康教育課調べ



栄養教諭による食に関する指導

第3節 学校における指導内容の充実

学校における食育は、子どもが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができることを目指し、学校給食を活用しつつ、給食の時間はも

とより各教科や総合的な学習の時間等における食に関する指導を中心として行われている。

(1) 栄養教諭による取組

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして学校における食育推進の要として、献立作成や衛生管理等の学校給食の管理と学校給食を活用した食に関する指導を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されている。

ア 食に関する指導の連携・調整

各教科等で学習する内容に食は幅広く関わっており、食に関する指導は、学校教育活動全体を通して行うことが重要である。このため、栄養教諭のみならず関係教職員が食に関する指導の重要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付けるとともに、関係する教職員が十分な連携・協力を行うことにより、体系的、継続的に効果的な指導を行うことが必要である。栄養教諭は、各教科等において指導に携わるだけでなく、学校における食に関する指導の全体的な指導計画の策定の中核的役割を果たすなど、教職員間の連携・調整の要としての役割を発揮することが期待されている。

イ 子どもへの教科・特別活動等における教育指導

食に関する指導は、給食の時間をはじめとする特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体の中で体系的、継続的に行われるものであり、その中で栄養教諭はその専門性を生かして、各学級担任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を行っている。栄養教諭は学校給食の管理業務を実際に担っていることから、各教科等の授業内容と関連させた献立を作成するなど、学校給食を生きた教材として活用し、

効果的な指導を行っている。

ウ 子ども等への個別的な相談指導

保護者からの申し出、健康診断、聞き取り調査等で判明する、肥満、食物アレルギーや偏食等の子どもがかかえる個々の問題に適切に対応するために、栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携しつつ、保護者と面談等を重ね、子どもの食生活に関して、栄養に関する専門性を生かしたきめ細かな指導・助言を行っている。なお、学校給食においても、子どもの状況に応じた対応に努めている。

(2) 食に関する学習教材の作成

各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における食に関する指導において使用する教材として食生活学習教材を作成し、全国の小学校低学年（小学校1年生）、高学年（小学校5年生）、中学生（中学校1年生）に配布し、その活用を促進している。

(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進

近年、子どもの肥満傾向の増大や生活習慣病の若年化等の状況が生じている背景には、例えば「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という食習慣をはじめとした基本的な生活習慣や態度が身に付いていないことが指摘されている。

このため、栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関や学識経験者の協力を得て、子どもの睡眠や食生活の状況が健康や意欲に及ぼす影響等の特定のテーマに関する実践的な調査研究を実施している。



栄養教諭を中核とした取組 富山県富山市立萩浦小学校の事例

萩浦小学校は、児童361名、教職員26名の中規模校。
平成18年度に栄養教諭が配置され、“食に関する指導の全体計画”(37頁参照)を作成し、学校全体で子どもの生活習慣改善に取り組んでいる。

子どもや家庭の食生活に関する現状把握と課題分析

【現状の把握】

子どもの食生活に関する調査の実施

すこやか健診(小学校4年生と中学校1年生を対象にした生活習慣病予防のための健診)の実施

保護者を対象にした食に関する意識調査の実施

【課題】

朝食内容が主食のみなど十分ではない、夕食を9時以降に食べる割合やひとりで夕食を食べる割合が学年があがるにつれ増加

肥満傾向児が8%みられるなど、個別的な食生活指導や気軽に運動できる環境整備が必要

栄養のバランスを考えて食事をつくっていないなど、食への関心の薄い保護者が多く、家庭に食育の大切さを伝えることが必要

栄養教諭の専門性を生かした取組の実施



教科等における食に関する指導



子ども料理教室

食に関する全体計画に基づき、各教科等や給食の時間において、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導を実施
保護者に対して、親子給食会や懇談会の実施、食育通信の発行等、積極的に食に関する啓発を実施



給食の時間における食に関する指導



保護者の試食会・懇談会

取組の成果

【子どもの変容】

(%)

項 目	平成18年	平成19年
夜はぐっすり眠れる	83.9	87.1
食欲がある	80.7	83.5
好き嫌いせず、いろいろ食べる	45.3	49.3
スナック菓子をとりすぎない	48.7	53.5
就寝時刻(9時・9時半)	23.7	25.8
一日のテレビゲームの時間(1時間以内)	16.6	23.3

いずれも5月に、子どもに対する生活習慣等に関する調査を実施

【保護者の変容】

【栄養のバランスを考えた食事づくりの実践】

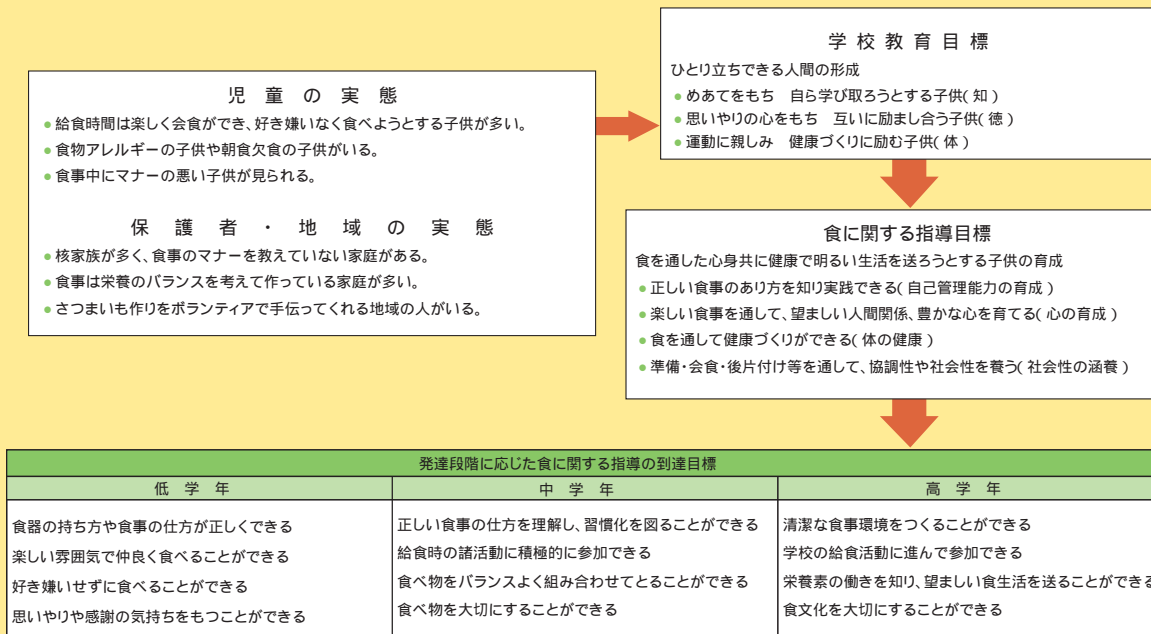
(%)

	している	あまりしていない	していない
平成18年5月	33	52	15
平成18年11月	49	42	9

【食育の周知度(「言葉も意味も知っていた」割合)】

平成18年5月 38.3% → 平成19年5月 63.0%

平成18年度＜食に関する指導の全体計画＞



特別活動	給食の時間	1学期		2学期		3学期						
		みんなで助け合って準備しよう 望ましい食事の仕方を身に付けよう 食事の場を清潔にしよう 食器は大切に清潔に扱おう		食後は静かに過ごそう 食べ物について調べ栄養のバランスを考えよう 給食を楽しむ工夫をしよう 食事のマナーに気を付けよう		感謝して残さず食べよう 好き嫌いをしないで、何でも食べよう 給食が楽しくスムーズにできたか反省しよう						
		生活習慣と健康に関すること 朝食を食べよう 衛生 大切な歯		生活習慣と健康に関すること 風邪の予防		生活習慣と健康に関すること 給食を作ってください方への感謝						
		入学式、健康診断、運動会、宿泊学習、すこやか健診		学習発表会、宿泊学習、学校保健委員会		スキー学習、卒業式 学校給食週間						
		健康集会		なかよし交流会食 学校保健委員会		給食集会 6年生ありがとう会食						
クラブ活動		調理クラブ										
教科等	1年		2年		3年		4年		5年		6年	
	国語				すがたをかえる大豆 食べ物はかせになろう	「かむ」ことの力						
	社会				わたしのまち みんなのまち	住みよいくらしをつくる(学校給食のごみ) わたしたちの県(富山県の特産物)		わたしたちの生活と食料生産(給食の食材の産地)		日本・世界の食文化		
	理科									動物のからだのはたらき		
	生活		がっこうたんけんをしよう(給食室)	さつまいもをしょうかくしよう(収穫祭) お世話になったあの人の人								
	家庭							簡単な調理をしてみよう 作っておいしく食べよう		朝食を作ってみよう 楽しい食事をくふうしよう		
	保健体育				毎日の生活と健康	育ちゆく体と私		心の健康		病気の予防		
	道徳		礼儀(気持ちのよいあいさつ) 生命尊重(丈夫な体) 尊敬・感謝(働く人への感謝・食べ物への感謝)									
	総合的な学習の時間							食環境				
	家庭・地域との連携		学校だより、学年・学級だより、給食だより、保健だより、食育通信、PTA広報誌を通して啓発活動、肥満や生活習慣病への栄養個別指導									
家庭・地域との連携		給食試食会(1年)、教育講演会、親子料理教室、三世代料理教室、アンケート協力			学校保健委員会、親子健康教室、教育講演会、すこやか健診事後指導、給食試食会(全校対象)アンケート分析・考察結果の提示			地域でお世話になった方たちとの交流会食				
献立計画との関連		入学お祝い献立、こどもの日 かみかみ週間、選択献立 たけのこ、清見オレンジ、白えび、すいか さくらんぼ スナッペン、ミントマト			お月見献立、選択献立 地産地消月間(学校給食とやまの日) 梨、栗、柿、里芋、さつまいも、ぎんなん りんご、さんま こまつな			学校給食週間、節分、ひな祭り、卒業お祝い献立 選択献立、交流会食 ふくらぎ、大根、白菜、ねぎ				

第4節 学校給食の充実

1 学校給食の現状

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を子どもに提供することにより、子どもの健康の保持増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において生きた教材として活用することができるものであり、大きな教育的意義を有している。平成17年5月現在で小学校では約715万人（全小学校教育児童数の99.3%）、中学校では約298万人（全中学校生徒数の82.2%）、全体で約1,029万人の子どもが給食を受けている（図表-33）

2 地場産物の活用の推進について

地場産物を学校給食に活用し食に関する指導の教材として用いることにより、次のような効果が期待されることから、地域や学校において、地場産物を学校給食において活用する取組が積極的に進められており、平成17年度の活用率は、全国平均で23.7%（食材数ベース）となっている。

子どもが、より身近に、実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができる。

食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解することができる。

地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいただくことができる。

「顔が見え、話しができる」生産者等により生産された新鮮で安全な食材を

図表-33 学校給食実施状況(国公立)(平成17年度)

平成17年5月1日現在

区 分		全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
			実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比
小学校	学校数	22,731	22,203	97.7	108	0.5	247	1.1	22,558	99.2
	児童数	7,197,458	7,104,074	98.7	18,419	0.3	27,359	0.4	7,149,852	99.3
中学校	学校数	10,949	8,151	74.4	68	0.6	1,158	10.6	9,377	85.6
	生徒数	3,630,466	2,545,657	70.1	15,649	0.4	422,662	11.6	2,983,968	82.2
特殊教育諸学校	学校数	999	842	84.3	1	0.1	13	1.3	856	85.7
	幼児・児童・生徒数	101,612	90,878	89.4	36	-	1,135	1.1	92,049	90.6
夜間定時制高等学校	学校数	717	466	65.0	223	31.1	3	0.4	692	96.5
	生徒数	95,687	42,632	44.6	17,206	18.0	1,057	1.1	60,895	63.6
計	学校数	35,396	31,662	89.5	400	1.1	1,421	4.0	33,483	94.6
	幼児・児童・生徒数	11,025,223	9,783,241	88.7	51,310	0.5	452,213	4.1	10,286,764	93.3

注：中学校には中等教育学校前期課程を含む。
資料：文部科学省「学校給食実施状況調査」

確保することができる。

流通に要するエネルギーや経費の節減、包装の簡素化等により、安価に食材を購入することができる場合があるとともに、環境保護に貢献することができる。

生産者等の側で学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。

文部科学省では、各都道府県に推進地域を指定し、生産者等から計画的かつ安定的に地場産物の納入が図られるよう、学校と地域の生産者等の連携体制を整え、地場産物を食に関する指導の「生きた教材」として活用した農業体験活動などのモデル事業を行っている。

3

米飯給食の一層の普及・定着に向けた取組

米飯給食は、伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を子どもに身に付けさせることや、日本文化としての稲作について理解させるなどの教育的意義を持つものであり、週当たり3回の実施を目標に据え、

その普及を図っている。平成17年度において、米飯給食を受けている幼児・児童・生徒数は、約976万人であり、これは、完全給食を受けている幼児・児童・生徒数の99.7%となっている。また、週当たりでは2.9回となっている（図表 - 34）。

米飯給食のより一層の推進を図るため、米飯給食の実施回数が少ない都市部の保護者や学校給食関係者を対象とした「ごはんで給食フォーラム」を開催している。

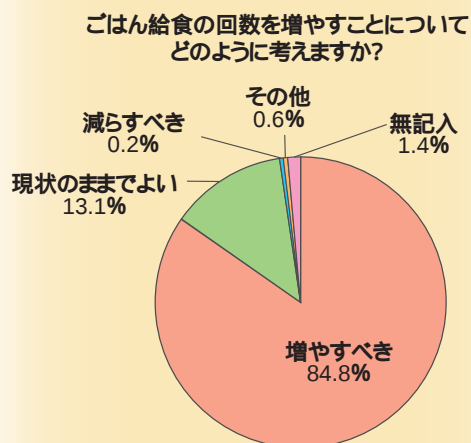
平成18年度は、東京都、神奈川県、大阪府及び兵庫県の4か所で開催し、「ごはん食を中心とした食習慣の大切さ」、「食育」をテーマとした学識経験者や保護者代表によるパネルディスカッション等が行われた。フォーラム参加者へのアンケートによると、米飯給食の回数について「増やすべき」と回答した者が85%（図表 - 35）。米飯給食の推進は、子どもの食習慣の乱れを改善するのに「とても効果的」又は「効果的である」と回答した者が97%以上にも上った（図表 - 36）。このように、今後も米飯給食の実施回数の少ない都市部を中心にフォーラムを開催することにより、米飯給食に対する理解の促進が期待されている。

図表 - 34 米飯給食実施状況(国公立)

区 分	平成17年度	平成16年度
幼児・児童・生徒数	976万人	977万人
実施率	99.7%	99.6%
実施回数(週当たり)	2.9回	2.9回

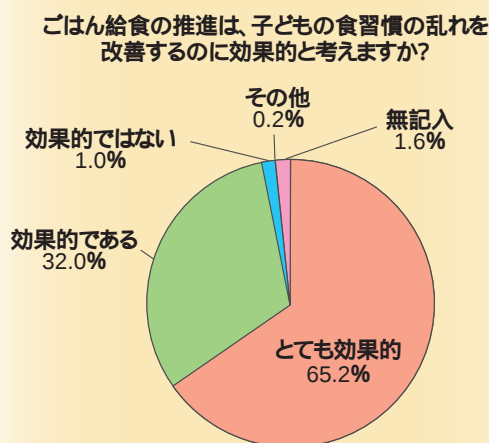
資料：文部科学省「米飯給食実施状況調査」

図表 - 35 平成18年度「ごはんで給食フォーラム」におけるアンケート結果



資料：平成18年度「ごはんで給食フォーラム」アンケート結果(全国農業協同組合中央会調べ)

図表 - 36 平成18年度「ごはんで給食フォーラム」におけるアンケート結果



資料：平成18年度「ごはんで給食フォーラム」アンケート結果(全国農業協同組合中央会調べ)

4 伝統的な食文化を継承した献立の活用

郷土料理や伝統料理等は、その土地の産物を使って独自の料理法で作られ、食べ継がれてきたものであり、これらは子どもに地域の産業や文化に関心を持たせる上で良い教材となる。

現在、地場産物の活用の更なる促進が図られているが、それにあわせて各地において学校給食に郷土料理等が積極的に導入され、行事等においても使用されており、今後とも郷土料理等を通じた学校給食の教育的効果が更に上がることが期待される。

このように郷土料理等を学校給食に取り入れて食文化を伝承し、次代を担う子どもたちにふるさとの味を残し伝えることは大切なことである。そのため、栄養教諭は、献立作成において郷土料理等を積極的に活用し、子どもたちの調べ学習の際に適切な資料を提供することなどにより、子どもたちに伝統的な食文化を継承する上で重要な役割を果たしている。



財団法人学校給食研究改善協会では、「食育基本法」の制定を記念し、「学校給食・学校における食育に関する絵画」を全国の小学校を対象に募集を行い、18,232名の応募者の中から入賞者132名、入賞校18校を選定し、平成18年12月に表彰した。

第5節 保育所での食育推進

保育所における食育の推進については、乳幼児期からの食育の重要性が増していることから、平成16年に少子化社会対策会議が決定した「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)においても、すべての保育所において給食その他保育活動を通して「食育」を推進することが目標として掲げられているところである。

保育所における食育の取組は、保育所の保育内容を定めた保育所保育指針を基本として行われるものであるが、近年、食習慣の乱れが指摘されるなど、子ども一人一人の“食べる力”を豊かに育むための支援づくりを進める必要があることから、平成16年3月、発達過程に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」を作成し、その周知を図り、保育所における食育の一層の取組を推進している(図表-37)。

「保育所における食育に関する指針」においては、各保育所における食育の実践を推進するために、保育の計画に連動した「食育の計画」を策定することなどが盛り込まれているが、「保育所における食育の計画づくりに関する調査」を実施した結果、食育の計画づくりに取り組んでいる保育所は約8割、保育計画を食育の視点も含めて作成している保育所は約7割であった。一方、地域に食育の取組を伝え、理解・協力を求めている保育所は約3割強であり、今後地域と連携した取組なども望まれるところである(図表-38)。

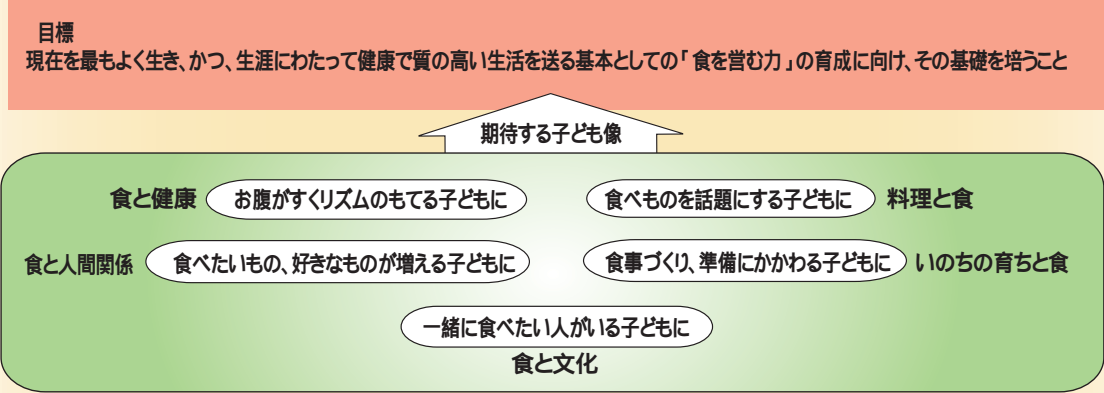
また、保育所における食育の内容を充実させるために、厚生労働科学研究費において、保育所における食育の取組事例の分析等を行い、乳幼児の発育・発達段階に応じた効果的な食育プログラムの開発と評価を行っているところである。

さらに、厚生労働省では、平成18年12月に「保育所保育指針」改定に関する検討会」を設置し、保育所保育指針の改定について、食育の推進等の観点も含めて、検討が重ねられているところである。

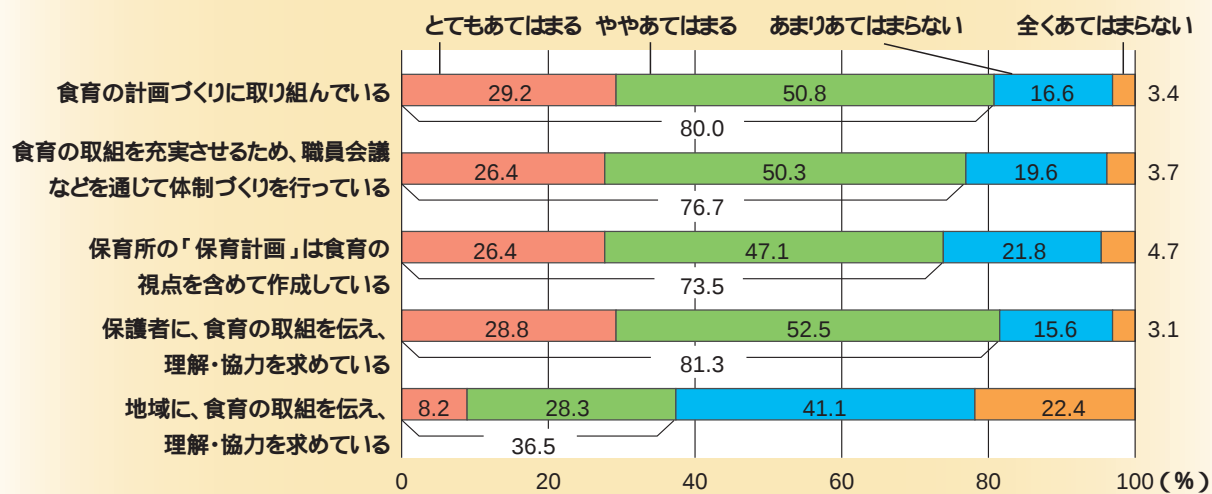
図表-37 「保育所における食育に関する指針」における食育の目標と取組

保育所における食育は、子どもの発育・発達に欠くことのできない重要なものであるとの認識のもと、食生活、食習慣の基礎を培うことを目的に、食育を推進している。
具体的には、以下のように、保育所生活の様々な場面で、子どもの発達過程に応じ、「食を営む力」を育む活動を行っている。

「保育所における食育に関する指針」の目標



図表 - 38 保育所における食育の計画づくりの状況



資料：厚生労働省（平成18年10月1日現在。回答施設数21,997施設：平成19年5月公表）

事・例・紹・介

保育所における食育の取組事例

[参考：平成18年度「乳幼児の発育・発達段階に応じた食育プログラムの開発と評価に関する研究」]

地域との連携事例

川崎市上作延保育園では、園と家庭と地域とが一体となって「みんなで食べられる楽しさを知る」というねらいで、幼児クラスで「豚汁づくり」に取り組んだ。各年齢に応じて園庭での栽培や調理を行うとともに、園だけでなく、近隣の業者にも協力を得て、ボウルを手に、豆腐屋へ行き豆腐屋のお店の中まで見学したり、野菜を買いに八百屋へ出かけ、目の前で野菜を必要な分だけ切り分けてもらうなど、地域との関わりも含め生活の中での食に関する経験を積み重ねられるような視点での取組を行っている。

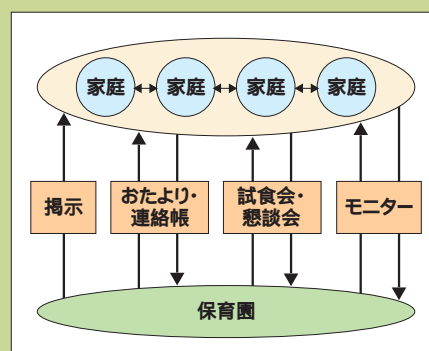


地域の八百屋、豆腐屋での買物体験

「食育モニター」による園児の家庭との連携事例

相模原市上矢部保育園では、保育の一環として食育をとらえ、生活や遊びを通して「食を営む力の基礎」を培うよう取り組んでいくことを目指している。その

中の取組の一つとして、保育園から「掲示」、「おたより・連絡帳」、「試食会・懇談会」を通じて、家庭へ食育に関する情報を発信するとともに、家庭は、それらの情報を受け取り、保育園に対して連絡帳、試食会、懇談会、日々の送迎時を通して家庭での食育の実践の報告・相談をするなど、保育園と家庭との連携を推進している。また、保護者の中から「食育モニター」を募集し、家庭で子どもと料理をする場面や、家庭で食事をする場面などの写真を撮り、保育園の食育コーナーに掲示するといった取組を行っている。各家庭での工夫がほかの保護者にとっても家庭の食事を振り返るきっかけになるとともに、保護者自身も食育の情報の発信者となり、「家庭から家庭への情報発信」の場にもなっている。



食育モニターからの報告